11時20分 現上 電信課 [illegible]。

1. 本人は 当初、在留届の弁護士を
選んでいたが、その後 在下関領事館了承
の選任した。その 弁護士を解任し、
改めて 下関弁護士会に属する 弁護士を
選んだ 経緯がある。（この後任の弁護士を
通じて 改めて、保釈申請を 提出し直した）

2. 精密検査を 本人が 受ける 確約を
ついては、下関警察署の 看守員相を
変更されて、選定されることになると 思われ
るので、それを 書かしておく方が よいと 思われる。
（なお 現在は 直接 指定して、依頼してもらう
ことは 出来ないので、領事館から
書かせる）

（内務省 [illegible] 見の誤記）